

社会福祉法人 光華園
役員会議等出席諸費支給規程

第1項 評議員及び役員の会議等出席費用

出席交通費として、5,000円を支給する。

第2項 監事の監査時における費用

出席交通費として、3,000円を支給する。

第3項 上記については、光華園在籍中の役員には支給しない。

附 則 この規程は、平成 29年 6月 8日から施行する。